

中小企業消費税率引上げ 対策支援事業ご案内

～経営改善などに繋がる取組（事業）を支援します～

京都府と井手町商工会では、令和元年10月に実施される消費税率引上げによる中小企業等への影響を抑制するため、消費税率引上げ・軽減税率の導入への対応をスムーズに行うための取組や、消費税率引上げの反動による業績悪化を防ぐために固定経費の削減や経営改善等の取組を支援する「中小企業消費税率引上げ対策支援事業」を実施しております。

中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨に沿ってみなさんが令和元年度に実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【補助限度額】

中小企業 （注1） 補助率 2分の1 以内 1 補助事業者当たり限度額 **30万円**

小規模企業 （注2） 補助率 3分の2 以内 1 補助事業者当たり限度額 **20万円**

【申請受付期間】

令和元年 9月17日（火）から令和元年 9月30日（月）まで

【申請書の提出先及びお問合せ先】

井手町商工会 （TEL 0774-82-4073）（担当） 野崎 津田
山城地域ビジネスサポートセンター （TEL 0774-68-1120）（担当） 太地

URL <http://ide.kyoto-fsci.or.jp/>

本制度や申請書については井手町商工会ホームページからも閲覧できます。

※申請書は井手町商工会にごさいますので、申請希望の方はご連絡ください。

また募集条件等詳細につきましては、井手町商工会にお問い合わせください。

※補助金は予算の範囲内で交付されますので、交付申請者の取組内容等によって決定されます。
したがって、すべての交付申請に応じられない場合があります。

1 井手町(市町村名を記載)内に事業所(団体)等を有する下記の中小企業等及び商店街団体が対象

(1) 中小企業等（注1）

[中小企業の範囲]

業種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

(2) 小規模企業（注2）

[小規模企業の範囲]

業種	常時使用する従業員の数
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

2 令和元年9月2日(月)から令和2年2月17日(月)までの間に実施する消費税率引上げ・軽減税率の導入への対応をスムーズに行うための取組や、消費税率引上げの反動による業績悪化を防ぐために固定経費の削減や経営改善等の取組(事業)などが対象

【対象外】

- ・ 当取組(事業)の交付決定前に終了した取組(事業)
- ・ 同一取組(事業)について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合

3 補助金については次のとおり

項目	対象	補助率	補助上限
経営改善型	小規模企業	3分の2	200,000円
	中小企業(小規模企業除く。)	2分の1	300,000円

【補助対象経費の具体例】

中小企業応援隊の伴走支援により、消費税率引上げ・軽減税率の導入への対応をスムーズに行うための取組や、消費税率引上げの反動による業績悪化を防ぐために固定経費の削減や経営改善等の取組を支援するもの

- ◆ 経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費など
 - ・ のぼり旗等の作成経費
 - ・ 新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費
 - ・ 新聞、広報誌等掲載に係る経費
 - ・ 集客増加を目指す事務所等の修繕経費・備品等の購入経費
- ◆ 省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費
 - ・ 作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新など
- ◆ 固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費など
 - ・ 売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費
- ◆ その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの

※ 補助対象は、申請取組(事業)の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生したものが対象です。交付決定の日以前に着手(発注や契約行為を含む。)した取組(事業)については「事前着手届」の提出が必要です。「事前着手届」提出の取組(事業)であっても、交付決定日以降の支払いが対象となります。

※ 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。